

一橋における労働法学

蓼 沼 謙 一

はしがき

本稿は、一橋大学創立百年（昭和五〇年）記念事業の一環として、本学教官により執筆され仮印刷されて本学関係者に配布された「一橋大学学問史」（昭和五七年）に掲載された拙稿にごく微かな補正をしたうえ、本誌編集部への要請により、ほぼ所定枚数内にこれを圧縮したものである。

わが国で、最初に「労働法」の講義が開かれた大学は、本学である。こんにち、「労働法」の講義は、法学部はもとより、経済学部、商（または経営）学部等においても、ひろく行われているが、大正一三年、当時の東京商

科大学において、孫田（そんだ）秀春先生により、わが国の大学ではじめて「労働法」が開講されたのである。孫田博士は、末弘巖太郎博士とともにわが国労働法学の草分けとして有名である。労働法の研究に取り組まれたのは、末弘博士が少し早く、同博士は大正一〇年に「労働法制」の講義を東京帝国大学（当時）で開かれている。当時はまだ「労働立法」、「労働法制」、「労働法」と呼称がまちまちであり、末弘博士は「労働法制」の語を講座名に選ばれた。これに対し、孫田先生はこれを「労働法」という呼称で統一することを提唱され、とくに本学で「労働法」を開講された年に刊行された『労働法総論』のなかで、これを明確にされた。そして、先生の提唱どおり、昭和のはじめには、「労働法」がわが国の学界の通

用語になっている。

孫田先生は大正四年東京帝国大学法科大学独法科を卒業、同七年一月本学（当時は東京高等商業学校）の講師となられ、翌八年九月専任教授に就任された。まもなく同年一二月、ヨーロッパ留学に旅立たれ、一二年五月帰朝された。この間に本学は東京商科大学に昇格、先生は同年六月東京商大教授に昇任された。しかし、約一五年後の昭和一二年には文部省教学局主席教学官に転じられ、再び本学にもどられることはなかった。

大学昇格前後の本学は、「高商から大学へ」を合言葉に、新しい学問興隆の熱気につつまれていたが、孫田先生を含め、当時三〇歳台の若手教授、金子鷹之助、大塚金之助、高瀬荘太郎などの諸先生の外国留学からの相次ぐ帰朝によって、この熱気はさらにかきたてられたようである。そのなかで孫田先生は、ヨーロッパ留学中、本学図書館が世界に誇る蔵書の一つ、ギールケ文庫の購入に尽力され、また、ワイマール・ドイツにおいて新興労働法学の中心的存在であったベルリン大学教授カスケル（W. Kaskel）から直接に一年半ほど労働法の個人教授をうけられ、帰国早々に労働法を開講されるとともに、

「労働法総論」を刊行されたのである。

しかし、わが国の大学で初めの「労働法」講座の開設は、簡単にスムーズにきまったのではなかった。教授会の空気ははじめはむしろ悲観的であり、「最後の土壇場になって」長老教授福田徳三博士の「鶴の一声で」創設が決定されたようである。孫田先生は、当時の教授会がこの空気について、「それも本来もつとも至極な話で、当時産業界のパイロットの養成機関を以て任じていた東京商大からすれば、労働法というが如き物騒極まる学科目の許されないことは当然であつたらう」と述懐されている。⁽¹⁾

(1) 孫田「労働法の開拓者たち」二七三―四頁、同「私の一生」七二頁。

二

(一) 孫田先生は、末弘博士の「労働法制」に対して「労働法」という呼称を提唱されたばかりでなく、法理論の構築においても、末弘博士がジンツツハイマー（H. Sinzheimer）の法社会学的方法をとくに推奨されたのに對して、「カスケル労働法から頂戴して来た『体系的労働法学』の建設」に邁進された。その最初の成果が、前

掲の『労働法総論(大正一三年)』である。これに続き、戦前の孫田先生は『現代法学全集・労働法(昭和二年)』、『労働法通義(昭和四年)』、『改訂労働法論・総論各論上(昭和六年)』などを著わされている。

カスケル直伝の「体系的労働法学」の建設に向われたことについて、先生は、末弘博士の東大における「労働法制」の講義の内容が「大体、資本主義社会の解剖に始まり、労働問題や労働法制の重要性と必然性といったものの解明に止まって」いることを講義プリントで知り、これでは「いまだ法律学の一分科としての労働法学はまだまだ成立するに由がない。法学の理論体系としての労働法学の成立には又それだけの必要な統一的な理論構成がなくてはなるまい」と考えたからである、と述べられている⁽²⁾。先生は、このことを、『労働法総論(大正一三年)』のはしがきでは、「一個の独立した法律科学としての立場から之(「労働法」)を講義せむことをも(既にふれた「労働法」という呼称による統一とともに)切に唱道し度い」と言われている。しかし先生は、その前年(一九二二年)にワイマール・ドイツで展開されたカスケルおよびニッバーダイ(H. C. Nipperdey)とジンツ

ハイマーとの間の労働法方法論争につき、『労働法通義(昭和四年)』とくに『改訂労働法論・総論各論上(昭和六年)』においては、基本的にジンツハイマーの所論に依拠され、「労働法の範囲に付ては殊に法律社会学的方法を以て最善のもの⁽³⁾」と説かれている。したがって、法社会学的方法を探ると言われる点では、孫田先生も末弘博士と異なるところはなく、問題は、法社会学的方法の具体的内容いかんであり、また、この方法をいかに具体的に適用し、かくしていかなる労働法理論を構築するか、であったといわなければならない。

ところで、第一次大戦後のドイツで「労働法(Arbeitsrecht)」が、「労働(一般)の法(Recht der Arbeit)」ではなしに、民法・刑法等の既存の法体系と並ぶ一個独自の法体系を意味する語として一般に承認されるにいたった背景には、最初の二〇世紀憲法であるワイマール憲法が、市民的な結社の自由と別個の団結権の保障、労働権の宣言、「労働力は国の特別の保護をうける」という規定などの労働条項をかかげて「国は統一的労働法(einheitliches Arbeitsrecht)を創設する」とうたうとともに、これらの労働条項を具体化する立法も行われたという事

情がある。とくに労働協約、労働争議調整に関する新立法によって集団的労使関係法が明確に出現したことは、各個の労働者と使用者との間の雇傭契約概念しか知らない民法などに対する労働法の独自性を否定しがたいものとした。そして、このような法制の展開と相前後して、現実の労働組合運動Ⅱ集団的労使関係の一層の進展がみられたのである。しかしながら、第一次大戦後のわが国では、治安警察法一七条（明治三十三年）等のもつて双葉のうちにしぼんでしまった労働組合組織が大戦中から再生し、組合運動の急激な高揚がみられたとはいえ、戦前の労働者組織率は、最高のとき（昭和六年）でもわずか七・九パーセントにすぎず、組合運動は大衆運動として現実に定着するにいたらなかった。他方、労働組合運動の合法性を多かれ少かれ正式に承認しようとする、大正年代の終り頃から昭和の初め頃（昭和六年まで）にかけて再三議会に提出された労働組合法案は、すべて、使用者側の猛反対により法律として成立するにいたらず、同じ時期の労働立法としては、保護法の分野で若干の進展がみられたにとどまるのである。かくて、この時期のわが国の労働法学にとっては、欧米の法制の早急な研究に

依拠してわが国の労働組合法案の内容・是非を検討し、集団的労使関係法の出現を図ることが喫緊の課題であった。法社会学的方法は当時叫ばれ始めたばかりであり、欧米の法制の研究についても、法制の展開を経済的社会的基盤との関連において跡づける法社会学的研究の成果は、すぐには現われうべくもなかった。「生ける法」の探究についても、集団的労使関係の現実の未成熟のもとでは、「雇傭関係（個別的労使関係）に一般にまつわりついている現実の前近代的特色——「生ける法」と国家法との乖離——が、農村における地主・小作人間の関係にひろくみられる同様の特色とともに、法社会学的研究の対象となるにとどまらざるをえず、わが国の法社会学の始祖と仰がれる末弘博士の「生ける法」の探究も、むしろ、小作関係におけるそれにほとんど集中されることになったのである。

こうした状況のなかで、孫田先生は、末弘博士その他多くの学者とともに、労働組合法案について活発に発言されるとともに、他方、末弘博士が労働法全体にわたるご自身の理論体系をついに公けにすることなく第二次大戦後没せられのに対し、主として恩師カスケルにより

ながらこれに偏することなく、当時のドイツ労働法解釈論を巧みに摂取して、労働法全体——戦前のわが国では結局実定法とならなかつた集团的労働関係法をも含む——の体系的著作をものされた。『労働法総論』について著された『労働法通義』について、末弘博士は、「労働法の全体にわたる系統的解説」として、従来の「著書に比すれば遙かにその内容が豊富であり、ことに法学的見地からみるとほとんどわが国唯一と言つてもいいほど優れた内容をもっている」と評されている。しかし博士は同時に、この著書が労働法成立の「社会的必然性」ないし「労働法の発生および発達原因として〔の〕資本主義社会そのものの特色」を説くことなく、「二〇世紀法律思想の特色」である「団体主義的、人格主義的社会観」をもちだして、これにもとづく労働者保護の努力が労働法発生の原因であると説く点に対しては、強い不満を表明された。そして、「人格主義的理想が労働法の発達に貢献した」こと、労働法が「多くの場合労働者保護法の形をとって現われる」ことは否定しえないけれども、労働法発達の「歴史を具体的事実について観察」してみれば、労働法は「資本主義そのものの内に内蔵されてい

る矛盾を適当に緩和してその永続を図る」ために「資本主義社会それ自身の必要によつて〔必然的に〕生まれ」たものと言われざるをえず、そこに労働法の「極限」もあり、「その極限いかんを考慮することによつて初めて労働法の研究が科学的となりうる」と指摘された。⁽⁵⁾この冷徹な指摘は、法の社会的基礎の具体的探究を必要不可欠とする法社会学の立場からすれば、当然の指摘であり批判であるといえる。しかし、既述のように、孫田先生は資本主義社会における労働問題や労働法制の生成展開の必然性を研究しただけでは、まだ法学の一分野としての労働法学は成立に由ないと反論され、その後もとくに第二次大戦後、「人格主義的社会観」にもとづく労働法理論の彫琢に努められた。

(二) 第二次大戦後、占領軍による労働運動等の解放指令¹¹抑圧法令の撤廃につづき、新憲法における団結権保障などの労働条項の出現、労働組合法を含む労働三法その他の労働法規の創設・整備によつて、実定法上も労働法が一個独自の法体系であることは、もはや疑いえないものになった。戦時中絶滅した労働組合は、敗戦後の特殊事情のもとで、短時日の間に推定組織率四〇パーセン

トを超える急激な拡大を示し、活発な活動を展開した。そして、農地解放の進行とともに、戦前労働力の主たる給源として工場の雇傭関係をも特色づけていた農村の半封建的小作関係は解体に向い、国際情勢の変化に伴う占領軍の労働運動に対する態度の転換、公務員の争議権制奪等の労働法制の推移のもとで、特殊に日本的な雇傭関係と集団の労使関係が形成されていくことになった。

文部省教学官から上智大学ついで日本大学の教授に転じられ、戦後専修大学教授となられた孫田先生は、戦後まもなく、戦前のドイツ労働法研究の蓄積をもとに『労働協約と争議の法理』(昭和二二年)を著わされ、やがて『現代労働法の諸問題』(昭和二九年)において、戦前の「人格主義」の考え方を発展させて、労働法の窮極目標は、人間の労働が「商品性・客体性」に「物性」から離脱して、「勤勞人格における『労働の完全人格化』つまり『人勞一元の境地』をもたらず」ことにあり、古代からの労働法の歴史はこの目標に向って進んでいるとされるにいたつた⁽⁶⁾。なお、先生には、戦後の諸論稿に手を加えられた『学説判例批判・わが国労働法の問題点』(昭和四〇年)の著作がある。

(三) 戦前の本学教官による労働法研究としては、このほか、山中篤太郎先生の『日本労働組合法案研究』(大正一五年)、『日本労働組合法研究』(昭和六年)と、『労働組合法の生成と変転』(英国) (昭和四年)が注目される。前二著は、戦前のわが国労働組合法案の研究として、末弘博士を始めとする専門的法学者のそれと並んで重要文献に数えられており、後者はイギリス労働組合法史研究の古典的名著として有名である。

(1)(2) 孫田「私の一生」七〇頁。

(3) 孫田「改訂労働法論・総論各論上」六三頁。

(4)(5) 末弘徹太郎「孫田秀春氏著『労働法通義』を読む」

(法律時報二卷二号)三五—六頁。

(6) 孫田「労働法の基礎理念と労働法体系」、同「現代労働法の諸問題」所収一頁以下。

三

孫田先生によりわが国の大学で最初に開講された栄光ある本学の「労働法」の講座は、先生が教学官に転出されるしばらく前から、すでに「商事法令」という講座の背後に隠れて細々と存続するにすぎぬ状況となり、やがてそれは、名実ともに消滅する。しかし第二次大戦後ま

もなく、吾妻光俊先生によって「労働法」の講義が再開される。

吾妻先生は昭和三年東京帝国大学法学部法律学科を卒業、同法学部助手を経て昭和五年九月本学の講師を委嘱され、翌六年五月東京商科大学助手に任官された。以後、昭和一〇年七月附属商業専門部教授（兼大学助手）、一一年一二月東京商科大学助教（兼専門部教授）、一六年四月同教授にご昇任、四二年三月定年退官されるまで、実に三六年の長きにわたって本学に在職され、孫田先生のお勧めで専修大学法学部に移られた。この間、昭和二五年四月から四五年一月まで、二一年余にわたり中央労働委員会委員を勤められた。

吾妻先生が本学で労働法の講座を担当されるにいたったのは、第二次大戦後であり、戦前はおそらく民法を担当された。⁽²⁾しかし、法および法理論についての先生の基本的な考え方の核心は、すでに戦前の著作のなかで明確に述べられているように思われる。先生は戦後、法理論は「現実で可責なく洗って」も色あせぬものでなければならぬことを強調されているが、戦前すでに、いずれの法理論を採るべきかは、「現実の生活原理に適合し、且

つ又現実を正しく把握し得る」法理論がどれであるかによって決すべきものと指摘されているからである。⁽³⁾

(二) 第二次大戦後の本学教官による労働法研究のうち、吾妻先生の業績については次に項を改めて述べるとおりであるが、このほか、英米法の碩学による・戦後まもなくの時期におけるこの分野の先駆的業績として田中和夫先生の『米国労働法』（昭和二五年）と英米労働法に関する一連の論文を挙げなければならない。また、港灣労働等対策審議会、港灣調整審議会の委員もつとめられた吉永栄助先生の「港灣労働法の成立の経緯から現在まで——主要問題の発展史——」（海法会誌一八号）をはじめとすると港灣労働法関係の諸論文が、注目される。

(一) 労働組合法案問題で孫田先生は「赤化教授の烙印を押し、折りに触れ、如水会や教授を通してあくだい圧力」を財界からうけ、ついに全産連の某有力者から、ある会合の席で、先生の労働法の講義を聴いた学生は一切どの会社にも採用しないと「面と向って多衆の面前で」宣告され、「この評判が拡まって学生も怖れをなし、」労働法の講義は「潰れてしまった。」そこで、「商事法令」という看板のもとで、先生の研究室で「労働法の講義は内密に」行われることになった（孫田『私の一生』七五—六頁）。

(2) 先生の民法学における業績については、好美清光「一橋における労働法学」一橋論叢九一卷四号六七頁以下。

(3) 拙稿「吾妻光俊先生の人と学説」一橋論叢五七巻五号一〇一―一頁。

(4) 本学を定年退官されるまでの吾妻先生のご経歴と主要著作目録については、先生の定年退官記念号である一橋論叢五七巻五号の巻末参照。その後の主なご著作としては「労働法」(学陽書房昭・四三)がある。

四

(一) 第二次大戦勃発直前に二年有余の欧米留学から帰朝されてから、『ナチス民法学の精神』、『民法総論』、『統制経済の法理論』をあいっいで上梓された吾妻先生は、民法理論の変転の動向をこれらの著書のなかで考察されているが、そのなかで、ワイマール体制からナチス治下にいたるドイツ労働法理論の展開を簡潔に跡づけ、労働関係に対する民法的規制の変転の様相を追求されている。しかし、第二次大戦後まもなくの頃から現れ尨大な量に達することとなった先生の労働法に関する戦後の著作は、アメリカ労働法の研究から始まっている。「シャーマン法とアメリカ労働規制」を始めとするこれらの論稿

は、後に著書「労働法の展開」に収録されるが、このアメリカ労働法研究は、「自由競争」、「自由な商品流通」などの市民的自由の理念にアメリカ労働規制の原点を見出して、この理念の存続・変転の様相を、判例法・制定法の史的展開のなかで考察されたものである。

周知のように、戦前のわが国の法学は独仏とくにドイツ法学の圧倒的影響下にあった。末弘博士は第一次大戦後いち早くコモンズ・アンドリウス『労働法原理』やケース・メソッドなど、アメリカ労働法理論に注目されているが、わが国の法学者による戦前の労働法研究は、稀な例外を除き他の法分野においてもそうであったように、ほとんどドイツ法理論の咀嚼・展開にとどまっていたといっても過言ではない。戦前のわが国では、英米法学者は「傍系」扱いされ、英米法の第一次的資料である判例に直接あたることは、独仏の大陸法理論に親しむ「主流」の実定法学者はこれを敬遠する傾向が強かった。しかし、東大で英法を専攻された先生は、スミーズに英米法研究に入ってゆくことができたのではないかと思われる。

(二) 同時に、先生は労働法研究の方法論として早くも「法社会史的分析」方法をうち出されている。すなわち、

「一面においては、労働関係の法律的規制をそれ自身孤立的に観察することなく、近代社会なかならず近代経済の機構的側面として、その社会的現実との有機的関連の相において、しかも充分の歴史的感觉をもって捉えるとともに、また逆にこの側面を通して近代社会の史的構造を窺おうとする態度をいいあらわし、また他面、それぞれの側面から近代社会の構造に迫ろうとする社会諸科学と協調しながら、法学にもこれらと比肩しうるだけの科学性を与えようとする企図」を「法社会史的分析」と呼んでおられる⁽²⁾。後半の部分からは、労働法学は他の社会科学と協力して近代社会の科学的な構造分析を目指すものでなければならぬとして、実定法の解釈論の体系としての法解釈学と区別された・社会科学の一分野としての法社会学を強調されているようにもみえる。しかし、先生は、「労働法学における社会科学的方法」を強調されつつ、法解釈学と峻別された・社会科学の一分野としての法「社会学」を拒否されたばかりでなく、法「社会学」を先行させその成果に立脚して規範論理の体系としての法解釈学をうちたてるという方法も排斥された。後に明確に述べられたように、先生の言われる「労働法学にお

ける社会学的方法」とは、「労働法の法源と、その対象たる労働関係の実態との相互の関連を、法の側面から、歴史的・社会的に分析する」ことであり、労働法学の課題は、「その角度から、法律政策の分野と法解釈学の分野における法理論の体系を形成する(傍点参照)」ことであつた⁽³⁾。先生のいわゆる「法社会史的分析」の語も、歴史的・社会的分析があくまでも法学の立場からのものでなければならぬという意味をこめて用いられたものと理解されるのである。したがって、先生は、「労働問題がすぐれて経済的な問題であり、またこれを対象とする注目すべき研究が経済理論の分野からあらわれている」いじょう、労働法が「経済理論に接近するのは自然のなりゆきである」とされながらも、「経済理論なりその成果なりを無批判的に摂取し、これによって労働法等が法学としての独自性を喪失する」危険をとくに強く警告された。マルクシズムに立った労働法理論についても、マルクシズムに立つかぎり「労働法は社会経済の上部構造となり、労働法学はこの觀念形態の学となることを承認しなければならず、労働法学はたとえその独自性を喪失しないまでも、常に経済学の理論に追隨すべきことに

なる」として、これを拒否された⁽⁴⁾。先生は、ここでマルクシズムに立つかぎり法学は常に必然的にその独自性を喪失すると言われているわけではないが、法学と経済学との「一種の方法の混交⁽⁵⁾」を峻拒されたのである。そして、当時はまさにこの批判が妥当する状況が存在した⁽⁶⁾。

(1) この本は、表題からしばしば連想されるようなナチズム法理論の礼讃・盲従・迎合の書では決してない(拙稿・前掲参照)。

(2) 吾妻「労働法の展開」(昭和二三年) 四一五頁。

(3) 吾妻「労働法(現代法学全集)」(昭和三一年) 四五—六頁。

(4) (5) 吾妻「労働法の基本問題」(昭和二三年) 八一—九頁。

(6) 当時は「法学のマルキスト的研究は、法の経済的基礎の探究に専心するあまり、法学の世界から経済学の世界にとびおろしてしまい、本人は法の研究をしていると思ひこんでいても、じつは法の言葉で経済学をかたっていることが多い現状」であった(山中康雄「加古祐二郎『理論法学の諸問題』」を讀みて)季刊法律学七号(昭和二四年一〇月) 一四〇頁)。この書評は、くしくも吾妻「労働法の基本問題」に対する沼田稻次郎教授の書評の直前に登載されている。

五

(一) 「法社会史的分析」方法を強調された吾妻先生は、この方法による具体的研究を既述のアメリカ労働法研究にとどめ、目を転じて、ドイツ労働法学における「従属労働」論、とくにわが国に大きな影響を及ぼしたジンツハイマーのそれを批判的に検討された後、早くも、『労働法の基本問題(昭和二三年)』において、労働法の全体を「労働力の集団的コントロール」の観念によって把握する、主に次のような内容をもつ大胆な試みを提示された。

(1) 「労働力の集団的コントロール」の観念は、まず、ドイツ労働法学における労働者の「人格的」従属の観念、とくにこれをジンツハイマーのように「法的」従属と解する立場を否定する。現実の労働問題の問題性とこれに対する労働法的規制の出発点をなすものは、たしかに、ドイツ学説が「労働の従属性(従属労働)」として注目した現象の認識である。しかし、この現象を、万人平等の法的人格を前提とする近代社会で、労働者の使用者に対する「人格的」従属と解すること、いわんや「法的」な

「人格的」従属と解することはできない。「労働の従属性」とよばれる現象は、法的には、労働者の法的人格者としての独立とは別個の「労働力」の従属として捉えなければならぬ。

(2) ドイツ労働法学は、「労働の従属性(従属労働)」の観念を基礎に、労働法を従属労働関係にある「労働者」の諸関係に関する法として捉えるが、古典市民法と異なる新たな労働法的規制の対象となるのは、個々の労働者の使用者に対する人格的従属労働関係ではなく、労働者の労働力が集団的に使用者の事実上の支配 \parallel コントロールのもとにおかれている状態——それは生産手段に対する使用者の「自由な所有権」が「契約の自由」と結びついて労働力に対する使用者の事実上の支配を生み出すことによつて生ずる——が、労働法的規制の対象であり、出発点である。

(3) 労働者の労働力に対する使用者のみによる集団的コントロールという状態にくいこんで、新たないわゆる集団的自治の秩序をうちたてようとするものが、労働組合である。労働組合は、組合に結集した労働者の労働力に対する、組合による集団的コントロールの組織であつ

て、組合員に対する組合のいわゆる統制も組合員の人格そのものには及びえない。また、使用者側との団体交渉とくに争議行為という労働組合に特有の活動も、組合員の労働力に対する組合のコントロールの発現として捉えなければならぬ。すなわち、平常時には従業員 \parallel 労働者の労働力に対して使用者がもっている集団的コントロールのために、同一の労働者につき、労働組合が組合員としての労働者の労働力に対してもっている集団的コントロールは、いわば潜在化しているが、争議時には組合員の労働力に対してもっている集団的コントロールから離脱させ、これを組合に引き揚げて、組合のみの集団的コントロール下におくことができる。これが争議権として保障される争議行為の本質にはかならない。他方、労働組合が生産手段の支配にまで到達することは、「労働力の結集の組織としての組合の性質上、法的に不可能」であり、生産手段の支配は財産権・所有権の保障によつて使用者側に確保されているから、生産手段に対する使用者の支配を排除しこれを組合の支配下において企業を組合の手だけで運営する争議手段——生産管理は、右にの

べた争議行為の範囲を逸脱するものとして、争議権行使の法的効果（正当な争議行為についての刑事、民事の免責）は認められない。そして、団体交渉・争議行為の結果成立する労働協約は、生産手段に対する所有権の社会的機能に由来する・労働力に対する使用者側からのコントロールと、団結権（広義）にもとづく・組合員に対する労働組合のコントロールとの間に、具体的な境界線を設けて両者の調節を図るといふ性格をもつものであり、かかるものとして、労使間の自主的秩序を形成する。

(4) 使用者による従業員労働力のコントロールに対しては、国家も、労働条件の最低基準を法定するなどの方法によって介入する。この介入は、法定最低基準を下回る個別労働契約を強行法規違反として無効とし、個々の労働者に対しこの無効を前提とした法的主張を裁判所で認めるというところ（伝統的な司法的救済）に本体があるのではなく労働条件が法定最低基準を下廻らない状態を、処罰を背景とする行政的ないわゆる工場監督を通じ、日々不断に職場で実現させてゆくことを本旨とするものであり、この点に労働法的規律としての特色がある。また、失業労働力に対しても使用者は雇入・解雇の自由を

通じ潜在的なコントロールをもっているから、いわゆる失業者保護の諸立法は、使用者のこのコントロールに対する国家の介入という性格をもつ。かくて、国家もまた労働保護法において、労働力のコントロールの、したがって労働法上の一主体として捉えられる。

『労働法の基本問題』において提示された右のような「労働力の集団的コントロール」理論は、労働法の全領域をこれによって基礎づけようとするものであったが、そのなかの労働協約法については、『労働協約（昭和二四年）』において、この理論のさらに詳細な展開がなされている。

(二) 『労働法の基本問題』と『労働協約』が著わされた当時は、敗戦による「上から」の解放と使用者側の虚脱状態のもとで急激に高揚した労働組合運動が、占領軍の二・一ゼネスト中止命令に突きあたった後、国際・極東状態の変動に伴う・わが国の経済および労働運動に対する占領軍の態度の軌道修正が、マ書簡・政令二〇一号による官公労働者からのスト権剝奪等によって、極めて明確になった時期であった。

(1) こうした事態の展開のなかで、戦後の組合運動を

みつめてこられた吾妻先生は、「真の近代化」は「即ち人間性の解放」であるとされ、「労資関係の近代化を担当するものが労働階級であること、また労働者個人ではなくて労働者の団結としてあらわれる労働組合であることは、世界史的事実である」との認識を吐露されながら、「敗戦後の混乱の中」で「近代法意識を養いつつ、同じ瞬間にこれを取りこえて進むという困難きわまる課題」の達成について、「労働運動の現実も、またこれに対処しようとする経営者の態度も、法意識を欠くという一点において、必ずしも希望をわれわれに約束するものとはいわれない⁽³⁾」という甚だ懐疑的・悲観的な観測を表明されてきた。このような懐疑的・悲観的観測の基礎には、おそらく、戦前国家権力による労働運動の抑圧に馳れこれに倚りかかってきた使用者側が、戦後、占領軍権力の奨励下に労働運動が高揚するや、ほとんど茫然自失、対応らしい対応を示しえなかつたこととともに、労働組合幹部の「引き廻し」とこれに対する一般組合員の受容を基盤とする組合運営、使用者側に対する「人民裁判」的大衆つるしあげ団交など、労働組合運動の現実に対する先生の否定的評価があつたものと思われる。

(2) 吾妻先生のこのような現実認識と「労働力のコントロール」理論に対しては、当然マルクシズムの側から、反論と批判がわきあがった。法学はマルクシズムに立脚するからといって独自性を喪失するものではないとの反論とともに、「労働組合は単に労働力のコントロールたるにとどまらず、生ける労働者の解放の組織」に他ならないのではないか、「いったい如何なる法が組合の性質を『労働力の結集の組織』と規定しているのか」、「生産管理を違法と断じ、経営協議会の権限を労働力のコントロールという範囲内に封じこめ」、「法律上御用組合でなければ、それが如何に反労働者的コントロールを行つても、そのコントロールはまさに法となる」ような労働力コントロール理論は、「現存秩序の止揚を志す労働者の法意識の上に打ち立てられる」労働法学ではなく、現行法秩序をあくまで維持せんとする立場から「行きすぎ」をおさえようとする労働法学なのである」との批判が提示された⁽⁴⁾。また、わが国の労資関係における「近代的法意識の欠如」の強調に対しては、「近代性の著しい欠如にもかかわらず」、懐疑的・悲観的展望ではなしに、「事態脱出の方途を、その方向を、労働運動の中にとらえ

るといふ問題把握」が可能なのではないか、という疑問も出された。⁽⁵⁾

(3) 吾妻理論出現当時のこうした批判や疑問に対して、吾妻先生の側からの明確な反批判や回答は示されていない。しかし、おそらくは、その大部分を超越的批判、見解の相違とうけとめられたのではないかと思われる。というのは、先生は、すでに触れたように、法学と経済学等との方法の混淆を厳しく拒否して法学独自の方法によるアプローチを強調されたのであるが、このアプローチは、労働法学の場合、眼前の「労働問題の具体的・現実的な解決」⁽⁶⁾に資する理論の提示でなければならぬという極めてリアリスティックないしプラグラマティックな態度を表明されているからである。先生は、労働問題について、ユートピア社会主義におけるように空想的理想図が提示される場合はもとより、「マルクシズムの場合のように、科学的な理論づけを伴って」、労働問題を矛盾としてのみならず資本主義体制そのものが、歴史的必然性をもつていつの日か止揚されるという未来図が提示される場合でも、「いまこの瞬間に、問題に対して一定の答え」を与える法理論が提示されなければ「言葉の真

の意味における解決」はありえないと述べられている。⁽⁷⁾

そして、社会主義圏内部にスターリン批判、中ソ対立などがまだ現われず、資本主義に対する社会主義の全面的優位と資本主義から社会主義への移行——それによる労働問題の解消——が多くの人々により語られていた当時において、労働問題の現実・具体的な法的解決は、資本主義体制のもとでも社会主義体制のもとでも、まだ試みの範囲を出ていない⁽⁸⁾と言いきっておられた。そこには、「近代化＝人間性の解放」への歩みという吾妻先生独自の尺度を措定し、資本主義・社会主義の体制の差を超えてそのときどきに現実・具体的な法的解決を要請する労働問題が存在し、労働法は社会的に重要な意義をもつかかる問題解決のための法学独自の理論の提供を課題とする、という見方が横たわっていると思われる。したがって、吾妻理論は、労働問題を資本主義の体制的・構造的矛盾とし、労働問題解決の焦点を資本主義体制そのものの超克とこれをめざす労働者階級の運動に見定めて、この運動を法形成的実践の面で領導する労働法理の構築こそ労働法学の課題であるとする、沼田教授の唱導されるマルクシズム労働法学とは、出発点を異にするのである。⁽⁹⁾

(4) しかし、労働組合を法的に「労働力のコントロール」組織と性格づけることの意義については、法理論上さまざまな問題のあることを否定しえない。たしかに、わが国の組合運動に、「工場生産の内面における資本の労働に対する〔前近代的〕支配に対応する様相」を示す「少数者の支配と多数者の服従¹⁰⁾」という現実があるとの認識を前提にすれば、組合員に対する組合の統制が実は組合員の労働力に対する統制にとどまるとする「労働力のコントロール」理論は、前近代的統制の否認という点で有意義であろう。しかし、構成員に対する団体内部法にもとづく義務づけ¹¹⁾統制が、構成員各自の生活の全面(したがって、いわば人格そのもの)に及びえず、団体の存立目的と活動様式にてらし団体内部法の定める範囲内に限られることは、近代法(そしておそらくは近代法以後のすべての法)の鉄則であり、この鉄則は、労働組合に限らず、すべての団体に妥当するものである。組合員に対する組合の統制が組合員の人格そのものに及びえないことは、このようなすべての団体に妥当する法理から導き出されるべきものであろう。

組合員に対し組合が具体的にいかなる範囲で、どのよ

うな統制を法的にくわえうるかは、まず第一に、労働組合の存立目的・任務と活動様式によって規定されるのであるが、労働組合の活動様式のうち、使用者側との団体交渉(狭義)と、とりわけ争議行為のうちの同盟罷業については、たしかに、組合による組合員労働力のコントロールという捉え方が可能であろう。しかし、それは「組合がそのコントロール下にある組合員労働力を使用者のコントロールから離脱させるといふ一種のコントロールを行う」という捉え方なのである。したがって、このように多義的で必ずしも法的意味の明確でない労働力の「コントロール」という觀念によらずに、およそ争議行為は、使用者が各個の従業員に対して労働契約上もっている労務指揮権からの、労働者団結(通常労働組合)を通じての・団結構成員としての離脱において現実に成立し、したがって争議権保障のもとでは、争議権の行使という性格を認められる限りの争議行為については、この離脱につき使用者が、団結構成員に対し従業員としての労務提供債務不履行の責任を、あるいは団結体じたいに対し、不法行為の責任を問うことはできない(いわゆる民事免責)というように捉えるほうが適當である、と

考えられるのである。

(三) (1) 吾妻先生は、その後「民法法の限界」(私法一一号、昭和二九年)において、市民法と労働法の関係につき、両者の「分業と協業」という、これまたユニークな捉え方を提示された。これによって吾妻理論は、基調は同一ながら、部分的修正を伴う重要な補充をうけ、最終的な形成をみた。

労働法的規律出現の契機となる・民法法の生産手段に対する「自由な所有権」と「雇傭契約の自由」のもたらす・いわゆる「労働の従属性」を、すでに労働力に対する使用者の集団的コントロールとして捉えるべきものとされていた先生は、これを「民法法の規制のらち外にある労使の社会的勢力関係」の不均衡という視角からも捉えられ、かかる社会的勢力関係を対象とする点で、労働法は市民法と異なる独自の対象をもつとされる。そして労働者の団結権(広義)保障をかかげる労働団体法は、この「勢力関係の均衡を求める労働運動」の法認とそれを前提とした法的規制——争議行為に関するいわゆる免責、労働争議調整制度など——によって、「この勢力関係の調節をはかるう」とするものであり、労働保護法、とく

に労働条件の最低基準の法定といわゆる工場監督は、右のような「不均衡のうえにたつ労使の関係に對し……労働者の生存権保障の理念に立って……使用者の社会的勢力にもとづく支配的機能を抑制」しようとするものであって、労働法は、かくて、労使の社会的勢力関係に対する国家法の規制・介入であり「労働力に対する勢力関係への国家権力の参加」として捉えることができる、と述べられるにいたった⁽¹¹⁾。

このうち、争議行為に関する刑事、民事のいわゆる免責は、争議行為が労使の社会的勢力関係という労働法独自の対象領域において、その均衡對抗関係を出現させる行為そのものにはかならないところから、これを市民法が業務妨害罪、債務不履行、不法行為の概念によって捉えて右の對抗関係の出現を阻止することは許されず、その限りにおいて、市民法の適用を認めないという意味をもつとともに、かかる對抗関係の法認のもとでも、對抗関係の場において市民法の適用が全面的に否定され、市民法上の個人の法益の侵害がいささか不問に付されるというわけではなく、その意味で争議對抗関係の場の規制について、労働法と市民法とは分業と協業の關係に

立つ、という捉え方を示される。そして、争議権保障下では、争議行為制限・禁止法規（例えば公務員・公企体職員争議行為禁止法規）は、争議行為の社会的影響を考慮した争議権行使に対する「労働法上の政策的角度から」の規制ないし争議権行使に対する「一種の技術的制約」と解すべきものであるから、かかる法規に違反する争議行為を、単に法規違反の故をもって、争議行為に関する刑事、民事のいわゆる免責を否認されるというように解すべきではない、と解されるにいたった（『労働法の基本問題』においては、法規違反の争議行為につき、右のいわゆる免責が否定されていた）。

(2) 吾妻先生は、既述のように、方法論として「法社会史的分析」を唱えられたが、『労働法の基本問題』および『労働協約』において「労働力のコントロール」理論をうち出された当時は、この方法の不可欠の一面面である「社会生活の実体における労使関係の構造分析」の具体化には、まだほとんど手をつけておられなかった。しかし、その後の先生の著作活動は、特殊日本的な労使関係の実体とそれをふまえた日本労働法の解釈論・立法論の構成に向けられた。この種の論稿は、「労働争議の

社会学的意義」（一橋大学法学会編『現代法学の諸問題』〔昭和二十七年〕所収）はじめ、かなりの数にのぼるが、「法学の独自性」を固守し、労使関係の実体についても、あくまで具体的に妥当なりアリストテリックな法的規律は何かという視点からの考察が特徴的である。

このような論稿を土台に、「日本の労使関係の現実との関係に焦点を置き、その現実に即した労働法の理解」をめざして書かれたものが、ご逝去の前年に刊行された『労働法』（昭和四三年）である。ここでは、各国ごとの労使関係の実体の比較、そのなかでの日本的労使関係の実体把握を出発点において、これと労働法制および労働法理論との「三者の歴史的な展開を総合的に関連づけて理解する」という研究方法をとるべきであると述べられている。この方法は先生のいわゆる「法社会史的分析」と実質的には変わりがないが、他の資本主義諸国との比較における日本の労使関係の実体把握がとくに強調されているのが注目される。

(1) 初期にかかる具体的研究としては、このほか、「労働法の基本問題」にすぐ続いて著わされた「近代社会と労働法（昭和二十四年）」がある。この書はわが国の「職工事情」

を素材として、当時の工場労働の実態面での前近代性の抽出、近代法典と近代的工場制度の日本の実態との乖離の指摘に重点がおかれている。

(2) 吾妻「近代社会と労働法」一七三—四頁。

(3) 吾妻・前掲書一九〇頁。

(4) 沼田稻次郎「批評と紹介・吾妻「労働法の基本問題」季刊法律学七号一四六頁以下。なお、のちに教授は「労働の従属性」概念を否定した吾妻理論は「日本の天皇制・家長制下に個人が埋没せしめられていた軍閥ファシズムの思想を敲しくつきはなす意味を抽象的にはもっていた」が、しかし、個人の自由・平等の原理が「支配の理論としてのみ現実的である」独占資本主義段階では、独占資本からの個人の解放のために「労働者階級の組織的運動こそ決定的に重要」であり、「そのことを何ほどかは国家をして法認せしめるべきこと、また、従属労働者——階級的・集团的人間——を法認することが、近代を反動化するのではなく、かえって進歩的ならしめること等が吾妻理論では理解されていないかった」と述べられている（「社会法理論の総括」一五頁）。

(5) 藤田若雄「吾妻労働法学の基底にあるもの——吾妻光俊著『近代社会と労働法』を讀みて」社会科学硏究二卷二号一一九頁以下。

(6) 吾妻「労働法の基本問題」二頁。

(7) 吾妻・前掲書一二頁。

(8) 吾妻「近代社会と労働法」一九〇頁。

(9) 片岡教授も、吾妻理論は「資本主義体制の枠を当然のこととして前提し、いわばこれを固定した上で労働問題の法的処理を構想」したものとして「それ自身が明白な特定のイデオロギーの立場に立脚」しているとされ、「現行法秩序をあくまで維持せんとする立場」からの理論であるという沼田教授と似た批判をされている（片岡昇「現代労働法の理論」四二頁）。吾妻先生が、資本主義体制をとき、ところを超えて固定的に妥当すべきものと考えておられたかどうか明らかなでないが、先生の立場では、資本主義労働法では資本主義体制が、社会主義労働法では社会主義体制が、それぞれ前提されて、労働問題解決の法理論が労働法学により探究されるべきこととなるわけである。

(10) 吾妻「近代社会と労働法」一七六頁。

(11) 吾妻「新訂労働法概論」六四—六頁、九三頁。

(12) 吾妻・前掲書二四四—七頁のほか、吾妻「新法律学演習講座・労働法（昭和三七年）」一四二—七頁。

六

(一) 吾妻先生の「労働力のコントロール」理論は、今日まで先生独自の説にとどまっているが、吾妻理論のうち、労働組合、争議行為、労働協約などの労働法上の基

礎概念を、市民法上の概念によって捉えることが不可能または不適切であることを説いた部分は、学界に極めて大きな影響を及ぼし「戦後労働法学における共通の財産として摂取」されてゆくこととなった。労働組合は、団体交渉・争議行為という固有の活動様式に注目するかぎり、市民法上の法人や社団の概念では捉ええないものであり、争議行為は市民法上の行為概念に親しまない集団行動としての実態をもつことについての先生の指摘は、戦前からの民法研究のなかで蓄積された、市民法上の基礎概念に対する先生の深い学殖に裏打ちされ、他の労働法学者にさきがけてうち出された卓説であった。とくに、戦前わが国に直輸入されたドイツ労働協約法理論が戦後もそのまま遵奉されて、労働協約も契約の一種であるとしてこれに伝統的な契約法理を適用すること（協約のいわゆる債務的効力の承認）が当然視されていたのに対し、伝統的契約法理の適用が協約関係の妥当な規律という観点からみて重大な欠陥をもつことを先生は明確に指摘された。このことは、協約の労働条件基準条項の違反について規範的効力という国家法上の効力と司法的救済を認めることも、英米の協約法理にみるとおり決して自明で

はないという点についての指摘とともに、ドイツ一辺倒であったわが国の協約法理論に甚大な衝撃を与えるものであった。

片岡教授は、吾妻先生の「法社会史的」研究方法にも「労働力のコントロール」理論にも批判的態度をとられながら、第二次大戦後の激動期に吾妻先生が「いち早く、労働法学の独自の方法的基礎づけに努力され……この全く未開拓ともいえる学問分野に大胆に足をふえ入れ、しかも既存の法概念・法理論の枠にとらわれることなく、労働問題の社会的・歴史的な性格を直視しながら、新たな労働法上の諸概念の構成とその体系的理論化に専念された」点において、「吾妻」教授こそ、戦後労働法学の開拓者というにふさわしい地位に立つ人といえよう」と述べられている。この評価については、労働法学界内部におそらく異論がないであろう。

(二) すでに述べたように、吾妻先生は、「労働力のコントロール」理論をうち出された後、特殊日本的な労働関係の実態をふまえた日本労働法の解釈論の構成に向われ、ご逝去の前年には、「日本の労使関係の現実……に即した労働法の理解」を官公労働法を含む集団的労使関

係法について試みた小著を刊行されている。この小著において先生は、右のような日本労働法の理解は、欧米の主要資本主義国の労働法との、実体面での比較を先行させた比較法的研究のなかで、すなわち「労使関係の実体、労働法制の現状、労働法理論の……三者の歴史的な展開を総合的に関連づけて」各国法を捉える努力のなかで、はじめて可能であると述べられている。

しかし、このような比較法的研究はわが国の労働法学にとつて、まことに困難な課題である。吾妻先生の右の小著も、欧米の超企業的な労働組合、労使関係と対比して日本の場合を、企業内組合、企業内労使関係として特色づけ、これと労働法制、労働法理論との関係について若干の考察をくわえているにとどまる。吾妻先生が課題として提示された、単なる法制・法理論の比較でなしに、

これに先行する各国ごとの労使関係（集团的・個別的の双方を含む）の実体面での特色の把握のうち、わが国のそれについては、すでに経済学者、経営学者、社会学者等によって、さまざまの試みがなされている。しかし、その深化は今後の課題であり、欧米主要国のそれについても、労使関係の実証的研究を主とする「労働史」などが独自の分野として国際的に認められるようになったのが、第二次大戦後ないし最近であるため、本格的な研究はまだ始まったばかりといつて過言ではない。吾妻先生の提示された課題の本格的追究は、ほぼ全面的に今後に残されているといつてよいであろう。

(一) 片岡昇「現代労働法の理論」四一頁。

(一橋大学教授)